

Client Alert

16 August 2021

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



井田 美穂子
パートナー
+81 3 6271 9508
mihoko.ida@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



山崎 ふみ
アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com

経産省によるカーボンプライシングのあり方に関する中間整理案の発表とカーボンクレジット取引の位置づけ

中間整理案の概要

日本政府を含む、世界で 120 以上の国家、グローバル企業等が 2050 年までのカーボンニュートラルを表明し、国家や企業レベルにおいて脱炭素社会に向けた取り組みが加速する中¹、本年 8 月 5 日、経産省が、「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」中間整理案（「中間整理案」）を発表した。

これに先立ち、日本政府は、本年 4 月に開催された米国主催気候サミットで、菅首相が 2030 年度までの温室効果ガスの 2013 年度比 46%削減を宣言したことを契機に、本年 6 月、2020 年 12 月に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（「グリーン成長戦略」）を更に具体化した²。グリーン成長戦略の基本的な考え方は、これまで経済成長の制約やコストとしてとらえられてきた温暖化対応を、成長の機会と捉え、産業界によるカーボンニュートラルに向けたビジネスモデルや戦略を根本的に見直す取り組みを、政府が雇用と成長を生み出すべく政策ツールを総動員して支援するというものである³。

「グリーン成長戦略」では、上記政策ツールの一つとしてカーボンプライシング（排出者の行動を変容させるために市場メカニズムを用いる経済的手法）をあげている。カーボンプライシングには、①排出量取引、②炭素税、③炭素国境調整措置、④クレジット取引等が含まれるが、①ないし③には制度設計の複雑さ（排出量取引）や企業の現預金を活用した投資を促すという今回の成長戦略の趣旨との関係（炭素税）、国際的な競争の公平性やカーボンリーケージの防止等の検討の必要性（国境調整措置）等の課題があり、今後専門的・技術的な議論を引き続き進める必要がある。そこで、中間整理案では、まずは、短期的な足下対応として、J-クレジット、非化石証書等の炭素削減価値を有するクレジットに対する企業ニーズが高まっている情勢に鑑み、これらの既存クレジット制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進するものとされた⁴。

しかし、既存のクレジット取引は、必ずしも統一的なコンセプトのもとに運営されているわけではないことから制度間の連携が希薄であり、クレジット流通量も十分なものとは言えず、排出者の行動変容を促すインセンティブとし

¹ 2050 年までのカーボンニュートラル実現は、本年 6 月 2 日に施行された改正地球温暖化対策推進法に基本理念として明記されている。

² 本年 8 月 4 日には、環境省・経済産業省が、この 13 年度比 46%削減目標達成に向け、各部門（産業・民生・運輸部門）の削減目標を拡大する地球温暖化対策計画の修正案を公表している。

³ グリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日版）1 頁、中間整理案 5-6 頁参照。

⁴ グリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日版）16-18 頁、中間整理案 18-25 頁参照。



て不十分という問題点がある。そこで、中間整理案では、中長期的な取り組みとして、炭素削減価値が市場で値付けされ、大量に取引される市場が存在することが脱炭素投資のインセンティブになること、業種を超えたバリューチェーン上の国内企業が、国内での自主的炭素削減価値をクレジット化し取引するには、炭素価格が明確化され十分な規模を持つクレジット市場の創設が不可欠であることを鑑み、カーボンクレジット市場の創設を目標として対応を進める。このカーボンクレジット市場の創設に合わせて「カーボンニュートラルトップリーグ」（先駆的取組を行う企業による自主参加型取引）の立ち上げに向けた検討が進められるが、同枠組みの中では、J-クレジットや非化石証書の調達などの既存クレジット取引との連携についても検討される見込みである⁵。新聞報道によれば、当面は数百社の加盟を見込んでいるとのことであり、主要な本邦企業の参加が想定される。

カーボンクレジット取引特有の留意点

カーボンクレジット取引としては、上記に挙げた日本国内のJ-クレジット、非化石証書の他、VCS(Verified Carbon Standard)やGS(Gold Standard)などの海外のボランタリークレジット取引も活発に行われているが、国内クレジット取引についても海外のボランタリークレジット取引についても、クレジットの信頼性、透明性、インフラとしてのルールの整備（所有権移転、「無効化」ルール等）についての理解を広めることが、クレジット市場の市場規模拡大に不可欠である。

また、ボランタリークレジット取引を行うにあたっては、カーボンクレジット取引特有の留意点を理解する必要がある。一例として、各法域においてクレジットの法的性質（金融商品、商品、無形資産等）、その性質に伴う規制の確認、実効性のあるモニタリング方法（クレジットが対象とする排出量削減が実際に達成される信頼に足るものであるか）、契約締結前に実施すべきデューディリジェンスの内容、等があげられる。これらの点についても、今後の本アラートシリーズで紹介していく予定である。

⁵ 中間整理案 28－31 頁参照。